

【重要】

文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等の進学・修学のため、各種支援策を講じています。

改めて、支援策及び各大学等においてお願いしたいことをお知らせしますので、必要な情報を遺漏なく学生等へ周知いただくようお願いします。

4文科高第1603号

令和5年2月1日

各国公立大学長
各公立短期大学長
各国公立高等専門学校長
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長

池 田 貴 城

(公 印 省 略)

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）

このことについては、令和4年3月25日通知「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」でお示ししているところですが、文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等が進学・修学を断念することがないように、引き続き各種の支援策を講じています。

については、支援を必要とする学生・生徒に情報が行き渡るよう、下記留意事項も踏まえつつ、下記支援策等に関して、各学校におかれては所属の学生・生徒に対して、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の高等学校及び専修学校に対して、国公立大学長におかれては管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

記

1. 高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構の貸与型奨学金の申込み受付について

【別紙1、2】

(1) 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象として、大学、短期

大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）における授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行っています。本制度では、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「確認大学等」という。）を対象機関としていますが、確認大学等にあつては、法律に基づき、在学する学生等のうち対象者として認定を受けた者に対して、授業料等減免の支援を行うことになっています。また、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が当該者に対して給付型奨学金の支給を行っています。

（２）機構の貸与型奨学金

幅広い世帯の方を対象として、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等に無利子奨学金及び有利子奨学金の貸与を行うとともに、奨学金の制度等についての理解を促進するためスカラシップ・アドバイザーを、高等学校や大学等へ派遣する等の支援策を実施しています。

（１）、（２）の両制度について、４月より高校３年生等向けの予約採用及び大学等の在学生向けの在学採用を開始することとしておりますので、高校３年生、学生等及びその保護者等に情報が行き届くよう、下記（※１）のような様々な機会を通じて周知願います。その際、（１）については、別紙２のとおり各学校において周知に活用できる資料を用意していますので、御活用いただくようお願いします（※２）。

また、高校３年生及び学生等に対し、期限内に各学校にお申し込みいただくよう、適切な情報提供をお願いします。期限の設定に当たっては、十分な申請期間を設けるなど、配慮をお願いします。なお、（１）、（２）の両制度の詳細につきましては機構へお問い合わせください。

（※１）周知の例

（高等学校等の場合）

・高等学校の奨学金担当者や進路指導担当者向けの会議で配布し、生徒・保護者への周知依頼（大学等の場合）

・入学の際の説明会などで学生等・保護者に配布

・大学等から学生等・保護者への各種書類（学生納付金の納付手続書類、成績通知、学校広報誌など）の送付時に同封

・学生等向けポータルサイトに掲示し、メールなどで学生等・保護者に情報提供

（※２）文部科学省ホームページ（高等教育の修学支援新制度）

○周知用資料等（前期分）（大学等向け・高等学校等向け）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418422_00001.htm

なお、（１）においては、令和４年１０月より、早生まれの学生等の生計維持者の収入額の算定方法を見直したところです。このことについては、既に大学等に周知をしていますので（※３）、運用に当たっては遺漏なきよう、改めて御承知おきください。

（※３）文部科学省ホームページ（高等教育の修学支援新制度）

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20221028-mxt_gakushi_100014360_2.pdf

また、（１）（２）の両制度において、収入要件については、基本的に世帯年収で判定しておりますが、虐待等から避難し独力で生計を維持している者等の場合、本人の所得のみで収入の要件を判定できることもあります。必要に応じて個別の事例について機構

に確認するなど、学生等に寄り添った対応をお願いいたします。

2. 大学等における入学金・授業料等の納付猶予等について

入学金等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、経済的に厳しい世帯の学生等がいることも踏まえ、各大学等において納付時期の猶予、分納、免除及び減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮をいただくよう、改めてお願いします。

令和2年度から、高等教育の修学支援新制度を開始し、真に支援が必要な世帯の学生等に対しては、入学金の減免も含めて進学を後押ししていることから、特に高等教育の修学支援新制度の予約採用者で、期日までに入学金の納付が困難な者に対しては、可能な限り入学金の納付期限の猶予などの配慮をお願いします。一部の大学等においては、高等教育の修学支援新制度の予約採用者に対しても、一律に期日までの入学金納付を求めている場合があると承知していますが、当該制度を利用する学生等が置かれている経済的状況に鑑みて、改めてご配慮をお願いします。

また、大学等が入学金などの学生納付金の納付猶予を実施することに伴い、大学等で資金不足が起こらないように、必要に応じ、国立大学法人運営費交付金や私学助成の交付を一部前倒して実施することも検討いたしますので、納付猶予に伴い交付の前倒しが必要な場合は、文部科学省までご相談ください。

さらに、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。【別紙3】

3. やむを得ない事由により家計が急変した学生等に対する支援について

やむを得ない事由により家計が急変した世帯の学生等に対しては、1. に記載した高等教育の修学支援新制度及び機構の貸与型奨学金の両制度において、令和5年度以降も、直近の所得に基づいて採用の判定を行うなどきめ細かな対応を行うとともに、随時申込みを受け付けます。

さらに、高等教育の修学支援新制度について、一度退学した方でも、その後同じ大学等に再入学した場合、一定条件を満たせば対象となり得る場合があります。詳細は、文部科学省のホームページ（※）をご覧ください。

（※）文部科学省ホームページ

○高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q&A）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm

また、各大学等におかれては家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免に取り組んでいただいているところですが、令和5年度においても、引き続き、これらの学生等に対し配慮いただくようお願いいたします。

なお、各大学等において経営状況は個々に異なる事情はありつつも、学生等の経済的な負担を軽減する観点からは、休学中の学生については、授業を受講しないため、当該学生から授業料の名目で費用を徴収することは適当ではないことに御留意下さい。休学中に在籍料等の名目で徴収する場合には、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免措置、徴収金の復学後の授業料等への充当等の柔軟な対応について御配慮をいただくようお願いいたします。

このほか、機構において、学生生活を送るための食費や修学に必要な消耗品等の費用を支援する大学等に対して、寄附金を活用した支援として「物価高に対する経済的支援事業」を行っております。事業の趣旨をご理解いただき、学生等への支援の取組を実施いただける大学等におかれましては、当該事業を御活用ください。

(※) 日本学生支援機構ホームページ

- 「物価高に対する経済対策支援事業」の実施について ※令和5年2月28日までの申請受付
<https://www.jasso.go.jp/kihukin/katsuyou/shien2022.html>

4. 大学等における各種支援策の情報発信について

文部科学省としては、経済的に困難な学生等が支援策を知ることなく退学・休学等に至ることがないように、プッシュ型で情報発信を行うことが重要と考えています。

以下のとおり、学生等に直接お知らせすることができる内容などをまとめていますので、各大学等の独自の支援策と併せて、支援を必要としている学生等一人一人に確実に情報が行き届くよう、積極的に情報発信(※) いただくようお願いします。

その際、学生等一人一人に情報が行き渡るような手段（メールや郵送等）の確保や、メールの件名や封筒の記載方法の工夫など、学生等のもとに届いたメール等が認識され、学生等が内容を確認することを促す取組についても工夫していただき、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。

(※) 情報発信例

- ・大学等独自に実施している経済的な支援に関する情報発信
- ・大学等において設置している、不安・悩みを抱えた学生の相談窓口に関する情報発信
- ・学内において提供できるアルバイトに関する情報発信

(1) 文部科学省ホームページの特設サイト

文部科学省ホームページにおいて、経済的に困難な学生等への経済的支援の一覧及び高等教育の修学支援新制度について広く公開し、お知らせするため、それぞれ特設サイト(※) を設けており、御活用いただくようお願いします。

(※) 文部科学省ホームページ特設サイト

- 「困ったらずは相談してください 経済的に困難な学生・生徒が活用可能な支援策」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

○高等教育の修学支援新制度の特設サイト（学びたい気持ちを応援します）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

(2) 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧【別紙4】

上記1. から3. までの支援をはじめ、他省庁などの支援策も含めた、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧について、令和5年1月時点で改めてまとめました。文部科学省ホームページの特設サイト及び厚生労働省のリーフレット(※) にアクセスできるQRコードも掲載しております。また、同リーフレットにおいては、事業所が活用し得る支援策も掲載されております。具体的手続等についてはリーフレットに記載のホームページ及びコールセンター等から御確認ください。

(※) 厚生労働省ホームページ

○厚生労働省リーフレット「生活を支えるための支援のご案内」等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html

※ 大学等で修学する学生には本来生活保護は適用されないため、支援策の一覧【別紙4】に掲載はありませんが、病気のため休学する場合は、保護の要件を満たせば、生活保護を受けることが可能です。また、休学時に機構による給付型奨学金の支給や貸与型奨学金の貸与を受けている場合は、本人が奨学金の休止手続きを行った上で、復学時に復活手続きを行うことにより、奨学金が再開される場合があることに留意が必要です。

5. 大学等における相談体制整備の徹底について

修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、引き続き、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。特に、退学や休学を検討している学生等への対応にあたっては、別紙5で示す「修学継続チェックリスト」の周知とあわせて、経済的困窮などやむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう、個々の事情を聴き取りながら、適切かつきめ細かな対応をお願いします。【別紙5】

<添付書類>

- (別紙1) 高等教育の修学支援の確実な実施
- (別紙2) 高等教育の修学支援新制度の周知用資料等
- (別紙3) 大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度
- (別紙4) 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和5年1月～）
- (別紙5) 修学継続チェックリスト（例）

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体及び別紙1～5について

文部科学省高等教育局 学生支援課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学教育・入試課（内3370）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）

E-mail: senmon@mext.go.jp

○専修学校について

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課（内3958）

E-mail: syosensy@mext.go.jp

高等教育の修学支援の確実な実施

令和5年度予算額（案） 6,314億円※こども家庭庁計上予算含む
（前年度予算額 6,211億円）

別紙1



事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）**する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**する。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,311億円
※国・地方の所要額：5,764億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
（準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）

【財源】消費税による財源を活用
（少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
無利子奨学金：1,003億円（一般会計）

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		50万3千人	69万3千人
事業規模		2,957億円	5,949億円 ※財政融資資金 5,869億円
貸与月額		学生等が選択 （私立大学自宅通学の場合） 2、3、4、5.4万円	学生等が選択 （大学等の場合） 2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力	・高校評定平均値 3.5以上（予約採用時）等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による	
		約800万円以下	約1,140万円以下
返還期間		卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 （元利均等返還）
返還利率		無利子	
		上限3%（在学中は無利子） （令和4年11月貸与終了者）	
		利率見直し 0.077%	利率固定 0.605%

新制度の周知にあたっての大学等の皆様方へのお願い

各大学等の皆様方のご理解・ご協力により、新制度については、多くの学生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす学生等が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 4月より在学採用（1次募集）の申込みが始まります。

予約採用（進学前）で申し込みなかった方であっても、4月以降の在学採用で申し込むことができます。
(新制度では、どちらで申し込んでも支援内容や基準は変わりません。)

ポイント② 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

無利子貸与奨学金との併給に制限がかかることにより手元に入る現金が減ることを理由に、本制度への申込みを避けるケースもあると伺っています。このような方には、ほとんどの場合、授業料等減免と給付型奨学金との支援を併せて受けることにより、全体としては今までより大きな支援を受けられることを理解いただくことが大切であると考えています。

ポイント③ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただくようご案内ください。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

文部科学省 特設ホームページ
「**学びたい気持ちを応援します**」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「**給付奨学金シミュレーション**」
(自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。)





2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間 4月以降(学校ごとに異なります)

- 前年度に申し込めなかった人、または認定を受けられなかった人でも4月以降に申し込めます!
- 収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。
(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)
- 特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!
 - ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
 - ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
[まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)]

くわしい情報はこちら

文部科学省
特設HP



高等教育の修学支援
LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は,
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 進学前の予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

※予約採用（在学前の採用）の申込受付は、4月から7月末までです。

※進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など^(注)にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

(注) 高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

文部科学省 特設ホームページ
「**学びたい気持ちを応援します**」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「**給付奨学金シミュレーション**」
(自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。)





2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容 大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間 高校3年の4月以降(学校ごとに異なります)

※進学後に大学等で申し込むこともできます。

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。「高等教育の修学支援」公式キャラクター「まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)」
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

修学支援
新制度



くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援
特設HP LINE公式アカウント



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

貸付限度額	350万円以内（学生1人あたり） ※一定の要件に該当する場合は、子供1人につき上限450万円まで借入れ可能
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.95%（固定金利） ※2022年11月1日時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、 受験費用は合格前から借入れ可能 （融資の対象となる学校に在籍していることが必要）。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後14年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年 1.80%程度（固定金利） ※2022年9月1日現在
備考	<ul style="list-style-type: none"> 入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和5年1月～） ※学生等向け

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度 （年収～380万円程度（両親・子2人世帯の場合））

返済不要！

- **授業料等減免** 年額最大70万円
（住民税非課税世帯・私立大学生の場合。別途入学金も支援）
- **給付型奨学金** 年額最大91万円
（住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合。）

高等教育の
修学支援新制度
特設HPはこちら



- ※令和5年4月から各学校で申込受付開始
- ※新型コロナウイルスの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

大学等独自の授業料等減免など （「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯）

経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予や大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。



修学支援
新制度

「高等教育の修学支援」
公式キャラクター
・まねこ先生（左）
・まなびーニャ（右）

具体的な要件・
申請手続きの詳細・
その他支援策はこちら



日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金

無利子：年収～800万円程度／有利子：年収～1,140万円程度（両親・子2人世帯の場合）

- **無利子** 月額最大6.4万円（年額76.8万円）の貸与
- **有利子** 月額最大12万円（年額144万円）の貸与

- ※令和5年4月から各学校で申込受付開始
- ※新型コロナウイルスの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

- ◎国の教育ローン **学生1人に最大450万円融資**：日本政策金融公庫
 - ◎生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） **最大月6.5万円無利子で貸付**：都道府県社会福祉協議会
 - ◎母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ：都道府県・政令市・中核市 等
- このほかにも、生活を支えるための支援策があります。厚生労働省がまとめるリーフレットをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html

厚生労働省HP
リーフレットはこちら



学生の皆さんへ

学費や生活費などに困っていませんか？



【令和5年1月時点、使える支援策一覧】

あなたが使えるものがあるかも！！！！

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金（ <u>高等教育の修学支援新制度</u> ・貸与型奨学金） <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付（、教育支援資金）
幅広い世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金（日本学生支援機構の <u>貸与型奨学金</u> ） <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
父母等の所得が急激に減少（家計急変）した学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 （ <u>高等教育の修学支援新制度</u> 及び <u>貸与型奨学金</u> の家計急変対応） ※家計急変後の収入に応じ、 <u>随時申請可能</u> <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免、納付猶予等
家庭内暴力（DV）で避難している、児童養護施設等から通学している等、父母等から支援を受けられない学生	<input type="checkbox"/> 上記各種制度等において、 <u>状況により、独立生計と認められる場合あり</u>
<u>貸与型奨学金の返還が不安な学生</u>	<input type="checkbox"/> JASSO の貸与型奨学金における、返還支援制度（返還期限猶予・減額返還）や、 <u>所得連動型返還方式の活用</u> <input type="checkbox"/> <u>卒業後就職した企業が本人に代わって返還する制度（代理返還制度）</u> や、 <u>地方に就職する卒業生に対する返還支援（地方創生）制度</u>

詳細はここからチェック！⇒



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html